

写

議案第五十二号

岩本地区かんがい排水事業（農村地域農業構造改善事業）の経費の
賦課基準並びにその徴収の時期及び方法について

次のとおり岩本地区かんがい排水事業（農村地域農業構造改善事業）の経費の賦課基準
並びにその徴収の時期及び方法について、三朝町土地改良事業の経費の賦課徴収に関する
条例（昭和四十七年三朝町条例第十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求
める。

昭和五十七年六月十六日

松 村 喬 成

昭和五十七年六月拾七日 原案可決

三朝町議会議長名越典由

- 一 事業の名称及び工事名 かんがい排水事業（農村地域農業構造改善事業）
岩本地区~~用~~排水路改良工事
- 二 施行場所 三朝町大字西小鹿地内
- 三 経費の賦課基準 事業費の三〇パーセント以内を、受益者に面積割で賦課するものとする。
- 四 徴収の時期 工事に着手した日の翌日からその年度の三月三十一日までの間
- 五 徴収の方法 金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例による。